

議案第 11 号

橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年橋本市条例第57号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) 略 (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4・5 略</p>	<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) 略 4・5 略</p>

第2条 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)</u></p>	<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)</u></p>

による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(6)～(9) 略

4・5 略

による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6)～(9) 略

4・5 略

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。